

日税連は7月にタタキ台の意見を公表した後行政当局との勉強会に入っていくとしているが、会員の意見を募集し公表するだけでは税理士法改正案に会員の意見が反映されているとはいえない。

もともとタタキ台の内容自体に問題があるのに、各单位会に意見を機関決定しないよう要請、かつ、たたき台に掲げた要望意外は検討しない方針であるとすれば、タタキ台の内容が会員の意見によって変わる可能性は薄く、会員に意見を求めたことは、改正案が会員の総意であるかのようなアリバイ作りにすぎないのではないかと疑問も出てくる。

執行部は、タタキ台を国税庁とすり合わせながら作成し、今後も勉強会を通して改正案を決定していき、議員に働きかけ、政府提案にするスケジュールであると推測するが、この方法だと行政のための税理士制度構築になってしまうのではないかと。

執行部が誤りだとしている昭和55年の税理士法改正は、個々の税理士から運動が盛り上がったのであるから改正運動としては正当なものであった。

55年改正前、日税連は全国の会員から意見を募り、昭和47年に「税理士法改正に関する基本要綱」を定めた。基本要綱は、税理士の使命が納税者の権利擁護にあることを明確にすることによって、そこから税務行政の支配からの自主権を獲得することが必要であるという理念が貫かれている。そしてこの理念こそが55年改正運動の会員の声であり、税理士から運動が盛り上がった理由でもある。

今回のタタキ台は税理士の使命について、現行税理士法1条の中に「納税者の権利擁護」という使命が内在していることを無視している。そして独立した公正な立場を納税者からも独立しているととらえ、納税者の代理人という立場に立っていない。さらに「納税者の権利擁護」を「納税者の利便性」におきかえ、「税務行政にあつてはより円滑な事務運営を可能とすることが、納税者の利便性向上と更なる信頼性を確保することに繋がるものである。」と述べて、行政援助が税理士の使命だといわんばかりである。つけくわえると、行政の下で税理士の権限をアップすることには熱心で、およそ国民目線とは程遠い改正案である。

具体的にタタキ台は、「研修受講の義務化」「税務援助の従事義務」「税理士証票の更新義務」「税理士賠償責任保険への加入義務」と税理士に対する義務規定強化を要望している。とくに行政援助のための「税務援助の義務化」は税理士法改悪としか言いようがない。また、税理士の権限アップの要望として、「電子申告等の送信業務を税務代理に含める」、「報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し」がある。前者は、現行法で既に税理士業務に含まれていることの念押しの要望であり、後者は、税理士会のエゴとしかうつつらずとも国民から理解されない要望で税理士の品位を落とすことにもなりかねない。

このような案に平成13年改正と同じように一枚岩で臨むことは、行政のため、税理士

のためだけの改正になる恐れがあり、国民のための税理士制度構築につながらない。

税理士法改正は、納税者の代理人として「納税者の権利擁護」の使命を達成する税理士、あるべき税理士像へむかうために行うのであり、このような改正案であれば一枚岩になる。しかしそうならず、行政のための改正案であれば一枚岩にはならない。

日税連は、各単位会の機関決定も国会への働きかけも規制しているが、機関決定等を規制せずむしろ促進すべきである。そうすることが税理士法改正運動も盛り上がり真の税理士法改正が行われると思う。

東京会は、今回の意見募集に機関決定をせず意見を提出、過去の機関決定と異なる意見は両論併記で記載している。すると13年改正以降制度部で議論し、理事会で議論し機関決定したことはどう解釈すればいいのだろう。

たとえば東京会は、弁護士、公認会計士、税務官公署事務経験者に対し、税理士の資格取得のためには、税理士試験の最低一科目の合格を条件とする案を機関決定している。この機関決定は東京会の総意として尊重されるべきで、日税連にも東京会の意見として主張する必要がある。

行政との勉強会を通しての政府提案ではなく、法改正なのであるから、国会に働きかけ、税理士が納税者の権利を擁護する使命を達成すべく、国民のための税理士制度構築につながるような法改正を、議員立法によって行うことも考えるべきである。

政権交代があった後の税理士法改正であるので、この方法での改正の確立も高いと思われる。